

九州電力株式会社川内原子力発電所第1号機の
原子炉等規制法に基づく設計及び工事の計画の認可申請の概要

1. 申請者及び申請年月日等

申請者：九州電力株式会社 代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘

申請年月日等：

令和2年8月19日（原発本第135号）

2. 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

名称：川内原子力発電所

所在地：鹿児島県薩摩川内市久見崎字片平山

3. 発電用原子炉施設の出 force 及び周波数

出力： 1,780,000 kW

第1号機： 890,000 kW（今回申請分）

第2号機： 890,000 kW

周波数： 60 Hz

4. 申請範囲

原子炉本体

8 原子炉本体の基本設計方針、適用基準及び適用規格（申請に係るものに限る。）

9 原子炉本体に係る工事の方法

核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

6 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格（申請に係るものに限る。）

7 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る工事の方法

原子炉冷却系統施設（蒸気タービンに係るものを除く。）

1 1 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格（申請に係るものに限る。）

1 2 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）に係る工事の方法

蒸気タービン

3 蒸気タービンの基本設計方針、適用基準及び適用規格（申請に係るものに限る。）

4 蒸気タービンに係る工事の方法

計測制御系統施設(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。)

- 1 0 計測制御系統施設(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。) の基本設計方針、適用基準及び適用規格(申請に係るものに限る。)
- 1 1 計測制御系統施設(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。) に係る工事の方法

発電用原子炉の運転を管理するための制御装置

- 4 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る工事の方法

放射性廃棄物の廃棄施設

- 5 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格(申請に係るものに限る。)
- 6 放射性廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法

放射線管理施設

- 4 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格(申請に係るものに限る。)
- 5 放射線管理施設に係る工事の方法

原子炉格納施設

- 4 原子炉格納施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格(申請に係るものに限る。)
- 5 原子炉格納施設に係る工事の方法

その他発電用原子炉の附属施設

- 1 非常用電源設備
 - 4 非常用電源設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格(申請に係るものに限る。)
 - 5 非常用電源設備に係る工事の方法
- 2 常用電源設備
 - 4 常用電源設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格(申請に係るものに限る。)
 - 5 常用電源設備に係る工事の方法
- 3 補助ボイラー
 - 1 5 補助ボイラーの基本設計方針、適用基準及び適用規格(申請に係るものに限る。)
 - 1 6 補助ボイラーに係る工事の方法

- 4 火災防護設備
 - 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格(申請に係るものに限る。)
 - 4 火災防護設備に係る工事の方法

- 5 浸水防護施設
 - 3 浸水防護施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格(申請に係るものに限る。)
 - 4 浸水防護施設に係る工事の方法

- 6 補機駆動用燃料設備(非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。)
 - 2 補機駆動用燃料設備(非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。)の基本設計方針、適用基準及び適用規格(申請に係るものに限る。)
 - 3 補機駆動用燃料設備(非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。)に係る工事の方法

- 7 非常用取水設備
 - 2 非常用取水設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格(申請に係るものに限る。)
 - 3 非常用取水設備に係る工事の方法

- 9 緊急時対策所
 - 2 緊急時対策所の基本設計方針、適用基準及び適用規格(申請に係るものに限る。)
 - 3 緊急時対策所に係る工事の方法

5 . 工事の種類・内容

種類：発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事

内容：発電用原子炉施設の基本設計方針等の変更

6 . 申請理由

川内原子力発電所第1号機のその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備において、高エネルギーのアーク放電による非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤の損壊の拡大を防止するために必要な措置を講じる。